

議案第63号

福岡市子ども・子育て支援法施行条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、子ども・子育て支援法の施行に関し必要な事項を定める必要があるによる。

福岡市子ども・子育て支援法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(過料)

第2条 正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の過料に処する。

2 正当な理由なしに、法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の過料に処する。

3 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(法附則第6条第1項の場合の読替え)

- 2 法附則第6条第1項の場合における第2条第2項の規定の適用については、同項中「法第14条第1項」とあるのは、「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第3条第1項の規定により読み替えられた法第14条第1項」とする。